

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-6-13
処分の種類	保安統括者等の解任命令			
根拠法令条例等・条項	高圧ガス保安法第34条			
処分の概要	保安統括者若しくはその代理人、販売主任者若しくは取扱主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき又は、これらの者にその職務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、それらの者の解任を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (過去に先例なし、法令の定め以上に設定するのが困難)			
基準の制定根拠				